

中小企業事業主の皆さまへ 震災特例を延長します！

「震災関連人材育成支援奨励金」のご案内

●「成長分野等人材育成支援事業」では、特例として東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者に職業訓練を行う場合、事業主の事業分野を問わず、助成対象の訓練に、基本となるOff-JTに加え、Off-JTとOJTとの組み合わせも含めて、訓練費を助成していました。

* Off-JT: 通常の業務を離れて行う職業訓練、OJT: 労働者に仕事をさせながら行う職業訓練

● 今回、平成24年度末までとされていた本特例を平成25年度末までに延長し、「震災関連人材育成支援奨励金」として整理しましたので改めてお知らせいたします。(支援の内容はこれまでと変わりません)

制度の主な内容

総合訓練コース

東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者にOff-JTとOJTを組み合わせた訓練を行う場合、

- 事業主が負担したOff-JTの訓練費用を助成します。
- OJTを実施した場合、対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成します。

◆1人につき1訓練コース^(※1) 当たりの上限は**20万円**^(※2)
3コースまで

Off-JTコース

東日本大震災による被災者を雇用した中小企業事業主がその労働者にOff-JTのみの訓練を行う場合、

- 事業主が負担したOff-JTの訓練費用を助成します。

◆1人につき1訓練コース^(※1) 当たりの上限は**20万円**^(※2)
コース数の制限なし

(※1) 訓練コースとは、訓練目標ごとの講習・実習カリキュラムのことです。奨励金の支給を受けるには、あらかじめ1つ以上のコースから成る職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出する必要があります。

(※2) 大学院をOff-JTで利用した場合には、50万円を上限とします。

◆詳細は、最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。



支給対象事業主の主な要件

総合訓練コース

次のいずれかに該当する中小企業事業主が、雇い入れた労働者に対しOff-JTとOJTを組み合わせた職業訓練を行った場合

- (1) 特定被災地域^(※1)に所在し、以前雇用していた労働者を再雇用^(※2)した事業主であること。
- (2) 被災離職者^(※3)を新規雇用^(※4)した事業主であること。
- (3) 特定被災地域に居住する平成24年3月以降卒業の新規学卒者または未就職卒業者を新規雇用した事業主であること。

Off-JTコース

次のいずれかに該当する中小企業事業主が、雇い入れた労働者に対しOff-JTのみ行った場合

- (1) 以前雇用していた被災離職者^(※3)を再雇用した^(※5)事業主であること。
- (2) 被災離職者または被災地求職者^(※6)を新規雇用した事業主であること。

(※1) 青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、新潟、長野の各県のうち、災害救助法適用地域

(※2) 平成23年3月11日以降平成23年7月10日までの間に離職した人に限ります

(※3) 震災により離職した以下の①～③の全てに当てはまる人

①東日本大震災発生時に特定被災地域において就業していた人

②震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない人

③震災により離職を余儀なくされた人

(※4) 平成23年5月1日以前に雇い入れた場合に限ります。

(※5) 平成23年3月11日以降平成24年5月1日までの間に離職した人に限ります

(※6) 特定被災地域に居住し、震災後、安定した職業についたことのない人

支給対象となる職業訓練計画

1. 労働者が配属された職種・部門の業務に関する訓練であること
2. 1コースの訓練時間が**10時間以上**であること
3. 職業訓練計画の実施期間が、1年以内の期間であること

受給手続き

職業訓練計画を作成し、労働局またはハローワークに提出

労働局またはハローワークが職業訓練計画を認定

職業訓練計画に基づき訓練を実施

訓練終了後、2カ月以内にハローワークに支給申請し、受給

職業訓練計画の審査には時間がかかりますので、訓練開始1カ月前までに申請してください。

【注意事項】

この奨励金は、「キャリア形成促進助成金」など職業訓練を対象とする他の助成金と同一の事由で同時に支給を受けることはできませんので、ご注意ください。